

南鍛冶屋町振興会
会長 加地 寛 様

名古屋市長 河村 たかし



補助金の交付決定について（通知）

令和 5 年 6 月 30 日付けで申請のありました名古屋市商工業団体振興補助金（商店街共同施設維持管理事業（電灯料））については、名古屋市補助金等交付規則（平成 17 年名古屋市規則第 187 号。以下「規則」といいます。）第 5 条の規定により下記のとおり交付決定しましたので、規則第 7 条の規定により通知します。

記

1 交付決定額
金 96,795 円

2 交付条件

- (1) 補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含みます。）は、速やかに名古屋市商工業団体振興補助金交付要綱（以下「要綱」といいます。）第 15 条に規定する補助事業実績報告書（添付書類を含みます。）によって市長に報告しなければなりません。
- (2) 市長は、前項の報告を受けた場合においては、審査並びに必要なに応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付決定額の範囲内で交付すべき補助金の額を確定します。
- (3) 補助金は、概算払の方法により交付するものとします。なお、補助金交付の請求書に交付決定通知書の写し等を添えて市長に提出しなければなりません。
- (4) 補助金の交付決定の内容及びこの交付条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない、補助金の他の用途への使用をしてはなりません。
- (5) 補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金を受けた翌年度から 5 年間保存しておかなければなりません。
- (6) 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができます。

- (7) 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消すことができます。
- ① 要綱又は交付決定の通知に付した条件に違反したとき。
 - ② 虚偽の申請、報告又は不正の行為によって補助金の交付を受けたとき。
 - ③ 商店街共同施設の設置数変更により交付決定額を減少すべき事由が生じたとき。
- (8) 前項の規定による処分に関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「法」といいます。）第 19 条第 1 項に規定する割合で計算した加算金を市に納付しなければなりません。
- (9) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき法第 19 条第 2 項に規定する割合で計算した延滞金を市に納付しなければなりません。
- (10) 前々項又は前項の場合において、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することがあります。
- (11) 補助事業に要する経費の配分の変更（要綱第 8 条第 2 項に規定する軽微な変更を除きます。）をする場合においては、市長の承認を受けなければなりません。
- (12) 補助事業の内容の変更（要綱第 8 条第 2 項に規定する軽微な変更を除きます。）をする場合においては、市長の承認を受けなければなりません。
- (13) 補助事業者の組織を変更する場合においては、市長の承認を受けなければなりません。
- (14) 補助事業者の名称、代表者又は所在地の変更をした場合においては、遅滞なく市長に届け出なければなりません。
- (15) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、市長の承認を受けなければなりません。
- (16) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- (17) 補助事業は、当該事業年度の 3 月 31 日までに完了しなければなりません。
- (18) その他規則及び要綱の規定に従わなければなりません。

(経済局商業・流通部地域商業課)